

感染防止安全計画

※提出時には、イベントの概要がわかるチラシや計画書等も添付してください。

1. 開催概要

イベント名	乃木坂 46 真夏の全国ツアー2022 (https://kyodo-osaka.co.jp/search/detail/4971)	
出演者・チーム等	乃木坂 46	
開催日時	令和 4 年 7 月 19 日 (17時 30分 ~ 20時 30分) 令和 4 年 7 月 20 日 (17時 30分 ~ 20時 30分)	
開催会場	大阪城ホール (https://www.osaka-johall.com/)	
会場所在地	〒540-0002 大阪府大阪市中央区大阪城 3-1	
主催者	株式会社キョードー関西	
所在地	〒530-0005 大阪市北区中之島 2-3-18 中之島フェスティバルタワー 3F	
連絡先	06-7732-8780 matsukawa@kyodo-osaka.co.jp	
収容率 (上限)	<input checked="" type="checkbox"/> 収容定員あり 100%	<input type="checkbox"/> 収容定員なし 人と人が触れ合わない程度の間隔
	いずれかを選択 (いずれも大声(※)がないことを担保)	
収容定員	16,000 人	—
参加人数	各日 9,000 人	
対象者全員検査の実施	<input type="checkbox"/> 緊急事態措置区域：人数上限 10,000 人を収容定員まで緩和	
その他 特記事項	ACPC のガイドラインに従う	

(※) 大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントは「大声あり」に該当するものとする。

2. 具体的な対策

①飛沫の抑制（マスク着用や大声（※）を出さないこと）の徹底

<チェック項目>

- ☑飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスク（不織布マスクを推奨。以下同じ。）の正しい着用（※1）や大声（※2）を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる

（※1）マスクの着用については、厚生労働省HP「[マスクの着用について](#)」を参照。

（※2）大声の定義は「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とする。

なお、屋外で以下のいずれかに該当する場合、マスク着用は必須ではありません

- ☑身体的距離（2 m以上を目安）を確保できる場合
- ☑会話をほとんど行わない場合（ただし、人と人とが触れ合わない程度の間隔は最低限確保すること）
 - （注1）スポーツイベント等で得点が入った時に一時的に歓声上がる場合等は、「会話をほとんど行わない場合」には含まれません。
 - （注2）熱中症リスクが高くなる時期において、上記2点のいずれかを満たす場合にはマスクを外していただくことを推奨。

<具体的な対策>

（（1）下記事項をご了承頂いた方にのみチケット販売を行う。

- ① 会場内でのマスク着用の義務。
 - ② 大声を伴う鑑賞方法の禁止。
 - ③ ①、②の禁止事項を守れない場合は会場外への退場措置を実施。
- （2）会場内にもマスク着用・大声禁止の旨を記載したポスター等を掲示し来場者に改めて注意喚起を実施。
- （3）会場内でマスクを着用されていない方や、大声を発している方がいた場合は個別に係員から声がけを行う。
- （4）上記の内容をステージからの影アナウンスでも来場者に向けて周知を行う。

②手洗、手指・施設消毒の徹底

<チェック項目>

- ☑こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す（会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施）

☑主催者側による施設内（出入口、トイレ、共用部等）の定期的かつこまめな消毒の実施

（記載欄）

（1）こまめな手洗い・手指消毒を係員により随時口頭にて広報する。

また推奨の旨の表示を掲示する。

（2）全ての入場口やお手洗い等に手指消毒液を設置する。

（3）会場内の手すり等接触可能性がある設備は開場前及び開演中も頻繁に清掃・消毒を実施する。

（4）会場内の施設全体は光触媒施工済、蛍光灯の明かりを30分以上照射する事でウイルスが消滅する。

③換気の徹底

<チェック項目>

☑機械換気による常時換気又は窓開け換気

<具体的な対策>

（1）会場は換気設備を常時稼働させて換気を実施する

※大阪城ホールの換気能力は1時間に3回空気が入れ替わる

（2）会場側でCO2濃度を随時監視し、換気が必要な場合は換気システムを更に稼働させる

④来場者間の密集回避

<チェック項目>

- 入退場時の密集を回避するための措置（入場ゲートの増設や時間差入退場等）の実施
- 休憩時間や待合場所での密集も回避するための人員配置や動線確保等の体制構築
- 人と人とが触れ合わない間隔の確保

<具体的な対策>

（記載欄）

- （１）開場時間を通常より３０分前倒し、また通常８窓口の入口を混雑時は１０窓口まで増設し、混雑防止に努める。

退場時も規制退場を行いホール場外や駅の混雑防止に努める。

- （２）入場口、トイレ、グッズ売り場など来場者同士の距離を保つために、足元にマークを設置する。
また係員の口頭による広報等で間隔確保に努める。
- （３）可能な限り接触を避けるため、チケットは全て電子チケットで販売する。
- （４）密が発生した場合は係員の口頭による広報で、密になっている場所の解消を行う。

⑤ 飲食の制限

<チェック項目>

- ☑ 飲食時における感染防止策（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策）の徹底
- ☑ 飲食中以外のマスク着用の推奨
- ☑ 長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外（例：観客席等）は自粛（ただし、発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため食事時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない）
- ☑ 飲食提供する場合は、業種別ガイドラインの遵守など、業態に応じた感染防止対策を講じる
- ☑ 大阪府の要請に従った飲食・酒類提供の可否判断（提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討）
 - ※イベント開催時における大阪府の要請内容については、HP 等で確認してください

<具体的な対策>

（記載欄）

- （１） 楽屋等の食事可能エリアの運用においては、間隔をあけた座席配置、対面での座席配置を回避、アクリル板等のパーテーションの設置等の感染防止策を講じる。
- （２） マスク会食や黙食の徹底について表示を作成し、ロビーに掲示する。
- （３） 食事を行う会場ロビーのソファについては１席飛ばしの配置にし、向かい合った状態でマスクを外し長時間会話をしている人に対しては係員が口頭で注意を行う。
- （４） 酒類の提供は行いません。

⑥出演者等の感染対策

<チェック項目>

- ☑有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常から出演者やスタッフ等の健康管理を徹底する
- ☑練習時等、イベント開催前も含め、声を発出する出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処する
- ☑出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる（誘導スタッフ等必要な場合を除く）

<具体的な対策>

（記載欄）

- （１） 出演者やスタッフの入館時に体温検査等を実施し、体調に異常がないか確認を実施する。万が一異常があった出演者、スタッフがいた場合は速やかにホテルへ戻しPCR検査を行います。検査で陽性が出た場合は、保健所の指示を仰ぎます。
- （２） 来場者と出演者の接触を防ぐべく、開催前後の出待ち等が発生しないように適宜スタッフを配置し解散を促す。
- （３） 楽屋での机、椅子の配置を対面にならないように配置する。
- （４） 来場者と出演者、スタッフの入場口を分ける。
- （５） 出演者、スタッフに対してCOCOAのインストールを推奨し、早期に濃厚接触者の可能性を認識出来るようにする。
- （６） 出演者は会場に入る前から健康管理を徹底し、事務所が管理を行う。不調があった場合は会場に入らない

⑦参加者の把握・管理等

<チェック項目>

- チケット購入時又は入場時の連絡先確認やアプリ等を活用した参加者の把握
- 入場時の検温、有症状（発熱又は風邪等の症状）等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止
- 時差入退場の実施や直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起

<具体的な対策>

（記載欄）

- （１） 来場者の氏名・連絡先をチケット購入時に登録を行う。また COCOA のインストールを事前にお願ひし来場者の把握に努める。
- （２） 有症状者がいないか確認をするため入場前に検温を実施する。
37.5℃以上の方用に再検査場所を設け、再度検温、それでも 37.5℃以上ある方は入場をお断りする。
- （３） 体調異常が認められた場合の入場不可についてはチケット購入前にご了いただく。
- （４） 館内放送や係員による広報にて、ライブ前後の直行、直帰のインフォメーションを行う。
- （５） 新型コロナウイルス感染症陽性とされた方との濃厚接触がある場合。過去 2 週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合はご来場を控えていただくよう案内を行う。

本ページ（3～4）は、該当する場合のみ記載してください。

3. 対象者全員検査に関する実施計画

※緊急事態措置時に、人数上限を超えて、収容率 100%での開催をしようとする場合に記載

※実施にあたっては、以下の要綱・事務連絡を確認の上、下記の項目について、実施の有無をチェックしてください。

- (参考) 「[ワクチン・検査パッケージ制度要綱](#)」
(令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)
- (参考) 「[ワクチン・検査パッケージにおける抗原定性検査の実施要綱](#)」
(令和3年11月19日付け事務連絡)
- (参考) 「[「ワクチン・検査パッケージ」の実施に係る留意事項等について](#)」
(令和3年11月19日付け事務連絡)
- (参考) 「[新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針\(令和4年1月7日変更\)における「対象者に対する全員検査」の取扱いについて](#)」
(令和4年1月7日付け事務連絡)

実施を予定している検査の内容について具体的に記載してください。

(記載欄)

「検査結果」の確認方法について具体的に記載してください。

(記載欄)

抗原定性検査を実施する場合には、「ワクチン・検査パッケージにおける抗原定性検査の実施要綱」(令和3年11月19日付け事務連絡)に従い、適切に実施している。

その他の事項についても、「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」に従い、適切に実施している。

4. 専門家との調整状況

※専門家の事前確認を受けた場合に記載

助言を受けた専門家：(所属)
(氏名)

主な助言内容：